

## 群馬銀行 F A X 振込サービス利用規定

### 1. サービス内容

- (1) 群馬銀行 F A X 振込サービス（以下「本サービス」といいます）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）があらかじめ当行に届け出たファクシミリ（以下「ファックス」といいます）を利用して総合振込および給与振込を依頼（以下「振込依頼」といいます）し、プッシュ信号を出せる電話機（以下「プッシュホン」といいます）を利用して振込の送信依頼（以下「送信依頼」といいます）をすることにより、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「引落口座」といいます）から指定金額を引落しのうえ、契約者が指定した預金口座に振込みをすることをいいます。
- (2) 総合振込で、契約者が振込指定できる預金口座は、当行の国内本支店を含む内国為替運営機構に加盟している金融機関の国内本支店の預金口座とします。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定める種類とします。
- (3) 給与振込で、契約者が振込指定できる預金口座は、当行の国内本支店の預金口座に限り、当行以外の金融機関の預金口座は指定できません。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定める種類とします。
- (4) 本サービスの利用手続きは、別途契約者に交付する「群馬銀行 F A X 振込サービスご利用の手引き」（以下「手引き」といいます）にもとづいて行うものとします。

### 2. 振込依頼の受付等

- (1) 本サービスによる振込依頼は、本サービス所定の「総合振込依頼書」または「給与振込依頼書」（両者を以下「依頼書」といいます）に振込明細など所定事項を記入のうえ、ファックスにより『当行の F A X 振込センター』（以下「センター」といいます）あてに送信して行うものとします。なお、振込指定日は、当行の営業日とし、振込依頼および送信依頼については手引きに記載の日限までに行うものとします。
- (2) 当行は、受信した「依頼書」を文字認識装置等で読み取り、その読み取り結果を「確認書」（読み取り不能の部分がある場合は「修正連絡書」）として契約者のファックスあてに送信します。
- (3) 契約者は、受信した「確認書」または「修正連絡書」の内容に誤りがある場合や取消、訂正等を行う場合には、「依頼書」の該当部分を所定の方法により修正して再度センターあて送信してください。当行は、再度送信された「依頼書」により、改めて「確認書」または「修正連絡書」を契約者のファックスあてに返信します。

- (4) 契約者は、「確認書」の内容に誤りがないことを確認した場合には、送信依頼をしてください。なお、所定の日限までに送信依頼がなかった場合は当該振込依頼はなかったものとして振込手続きはいつさい行いません。
- (5) 当行は、前項の送信依頼を受信し、契約者があらかじめ当行に届け出た暗証番号、委託者コード、確認書番号等の内容を照合し一致を確認した場合は、当行が受信した振込依頼の内容を、契約者からの正当な振込依頼とみなして送信手続きを行ったうえ「受付通知書」を契約者のファックスあてに送信します。なお、当行が送信依頼を受信した後は依頼内容の修正、取消等はいつさいできません。
- (6) 当行は、契約者からプッシュホンによる振込依頼状況等の照会があった場合には、「本日のお取引状況確認書」等を申込書記載の契約者のファックスあてに送信します。
- (7) 前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じても、当行はいつさい責任を負いません。

### 3. 振込手続き等

- (1) 当行は、振込指定日の業務開始時における引落口座の預金残高から振込資金等の金額を引き落とした後、振込手続きを行います。なお、この引き落とす振込資金等の金額は、総合振込分と給与振込分を別々に引落とすものとし、振込依頼日のいかににかかわらず振込指定日を同じくする複数の総合振込と給与振込があった場合には、総合振込および給与振込ごとに集計した、各々の合計金額とします。なお、総合振込分と給与振込分の一部といった一部引落しは行いません。
- (2) 契約者は、振込資金等を振込指定日の前営業日までに引落口座へ入金しておくものとします。
- (3) 当行は、第1項の引き落としができなかった場合には振込手続きは原則として行いません。この場合、当行から契約者へ引落口座の預金残高不足の通知は行いません。なお、同一の振込指定日に総合振込分と給与振込分がある場合で引落口座の預金残高がどちらか一方分しか引き落とすことができない場合や公共料金、融資金返済等、本サービス以外による引落とし依頼がなされている場合には、これらの引落とし順序および金額等はすべて当行の任意とします。
- (4) 契約者は、すみやかに振込資金等の引落金額を確認してください。万一、引落金額に疑義がある場合は、ただちにその旨を引落口座を設けてある当行の店舗（以下「取引店」といいます）にご連絡ください。

- (5) 引落口座の預金残高が不足したことにより振込資金等の引落しができなかつた場合で、当行が認めたときは振込手続きを再度行うことができます。
- (6) 依頼内容の変更・取消等は、以下のように取扱うものとします。
- ① 当行が送信依頼を受信した後は、原則、依頼内容の変更または取消はできないものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認めた場合は、当行所定の訂正または組戻の手続きにより取扱うものとします。
  - ② 当行が、送信依頼にもとづき振込手続きを行った結果、「該当口座なし」または「その他の事由」等により振込資金が返却された場合には、当行所定の訂正または組戻手続きにより取扱うものとします。
  - ③ 訂正または組戻の受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料がかかります。
- (7) 前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じても、当行はいっさい責任を負いません。

#### 4. 手数料等

- (1) 契約者は、本サービスのご利用に関して、当行所定の基本料金を毎月10日に前1カ月分を支払うものとします。なお、1カ月に満たない期間についても1カ月分の基本料金を支払うものとします。
- (2) 振込手数料は、当行所定の振込手数料を支払うものとします。なお、振込手数料は原則として振込の都度支払うものとし、当行が承諾した場合に限り、一括支払い扱いとすることもできるものとします。
- (3) 振込資金、振込手数料および基本料金等は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン規定または当座貸越契約書の各条項にかかわらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出ならびに小切手の呈示なしで、その支払いをなすべき日に引落口座から当行所定の方法で引き落します。

#### 5. 届出事項の変更等

- (1) 住所、氏名、商号（法人の場合）、代表者（法人の場合）、暗証番号、ファックス番号、電話番号、引落口座等、届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりただちに取引店に届け出てください。
- (2) 前項の届出を怠ったため当行からの通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。
- (3) 第1項による届出がなされた場合でも、当行がセンターの登録変更処理を完了する前に振込依頼がなされ、その依頼内容にしたがって振込手続きを行った場合には、契約者に損害が生じても、当行はいっさい責任を負いません。

## 6. 免責事項

次の各場合には契約者に損害が生じても、当行はいつさい責任を負いません。

- ① 当行の責によらないファックスまたは回線の障害ならびに電話の不通等により、本サービスによる振込手続きが遅延したり不能となった場合。
- ② 契約者があらかじめ当行に届け出た暗証番号、委託者コード、確認書番号等の内容を、当行が照合し一致を確認して振込手続きを行った場合。
- ③ 入金指定口座が解約済み、店舗の廃止および全国銀行データ通信センターでの送信規制等により振込が不能となった場合。
- ④ その他当行の責によらない損害が発生した場合。

## 7. 解約

- (1) 本契約は、書面で通知することにより、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、当行が解約する場合は、契約者の届出住所あて解約通知を送付した時点で、この契約を解約したものとします。
- (2) 本契約が解約された場合でも、すでに受付済の振込依頼がある場合は、この振込依頼について本サービスによる振込手続きを行います。
- (3) 当行は、本サービスのご利用が1年以上ない場合、契約者に通知することなく本契約を解約することがあります。
- (4) 前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じても、当行はいつさい責任を負いません。

## 8. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、法令の規定に基づき、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

## 9. 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および各種カードローン取引規定の各条項により取扱われるものとします。なお、振込取引に関し、この規定に定めのない事項については、当行振込規定の各条項により取扱われるものとします。

## 10. 契約期間

本サービスの契約期間は、契約日から起算して1年間とします。なお、期間満了1カ月前までに、契約者または当行から特に申し出のないかぎり、期間満了日の翌日から同一の内容で1年間その効力を有するものとし、以後も同様とします。

以上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。